

FBAA メンバーポリシー

- Confidentiality 機密情報は一切他言せず墓場まで持っていく
- Trust 信頼と支持
- Selective 会の目的に賛同する選ばれたメンバーに限定
- Ownership 「自分の協会」の意識
- Participation 自主的、積極的な参加
- Sharing 経験、知識、情報を共に学ぶ
- Enrolment 仲間を広げる
- High Ethical Standard 高い道徳性、倫理性を保持する

一般社団法人 日本ファミリービジネスアドバイザー協会 会則（会員、入会金及び会費規則）

（趣旨）

第1条 この規則は、一般社団法人日本ファミリービジネスアドバイザー協会（以下「本会」という。）定款第5条の規定に基づく会員の詳細及び定款第6条の規定に基づき会員の納付すべき入会金、正会員会費及び賛助会員会費に関して必要な事項を定める。

（会員）

第2条 本会の会員は、定款第5条に定める通り、正会員および賛助会員で構成する。

1. 正会員は、メンバーと称する。
2. 正会員のうち、本会が実施するファミリービジネスアドバイザー資格認定証を保持する者をフェローと称する。
3. 正会員以外の会員を賛助会員とし、顧問と称する。

（入会）

第3条 本会にメンバーとして入会しようとする者は、理事会において別に定めるメンバーポリシーに同意した上で、理事会が定める入会申込書により申し込まなければならない。入会は、理事会においてその可否を決定し、これをそのものに通知する。顧問は理事会が推薦し、入会金及び会費を納めることを要しない。

（入会金）

第4条 本会に入会しようとする者は、入会に際して次の入会金を納付する。

正会員 2万円

（正会員会費）

第5条 正会員会費は、年額 1 万円とする。

（会費の納付）

第6条 会費は、本会の請求に基づき、負担する会費年額を一括納付するものとする。

（臨時会費）

第7条 本会の運営に必要なときには、総会の議決を得て、臨時会費を徴収することができる。

（任意退会）

第8条 会員は定款第8条に基づき、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（会費等の返還）

第9条 本会は、定款第8条の規定に基づく会員の退会及び同第9条の規定に基づく除名に際して、同第6条の規定により既に納付された入会金、正会員会費は返還しないものとする。